

リフォーム支援事業2026 チェックリスト

《対象要件の確認》 参照箇所申請マニュアル「3.対象となる方」及び「4.対象となるリフォーム工事」

リフォーム支援事業をご活用頂くためには、下表に示す項目の全てに該当する必要がありますので、各項目の内容を確認し、該当する場合には、チェック欄に「○」を記入して下さい。

なお、「○」が付かなかった場合の対応を下表右欄に記載しておりますので、全てのチェック欄に「○」が記入された時点での申請をお願いします。

チェック欄	確認項目	「○」が付かなかった場合
	今回、リフォーム工事を実施する住宅は、盛岡市内にある建物です。	対象外となります。
	今回、リフォーム工事を実施する住宅の居住者（申請者）は、当該住宅の所在地に住民票を置いています。	対象外となります。
	今回、リフォーム工事を実施する住宅の居住者（申請者）とリフォーム工事の契約者（3親等以内の親族を含む。）は、同一です。	リフォーム工事の契約者が本人又は3親等以内の親族でない場合、対象外となります。
	私（申請者）は、今回、リフォーム工事を実施する住宅の居住者です。	今回、リフォーム工事を行う住宅の居住者の方を申請者として、申請を行って下さい。
	私（申請者）は、令和7年度において納期到来分の市民税を完納しています。	左記の税金を納付後に、申請を行って下さい。
	今回、リフォーム工事を実施する住宅は、アパートやマンション等の賃貸物件ではありません。	対象外となります。
	今回、リフォーム工事を実施する住宅は、申請者又は申請者の3親等以内の親族が所有する建物です。	対象外となります。
	上記の住宅の所有者は、令和7年度分において納期到来分の固定資産税・都市計画税を完納しています。	左記の税金を納付後に、申請を行って下さい。
	今回、実施するリフォーム工事は、契約済みとなっており、その工事請負契約書（※工事請書も可）を持っています。	工事請負契約締結・工事請負契約書作成後、申請を行って下さい。
	今回、実施するリフォーム工事は、申請日より前に工事を開始していません。	対象外となります。
	今回、実施するリフォーム工事は、令和8年10月31日（土）までに工事を完了します。	対象外となります。
	今回、実施するリフォーム工事は、国や盛岡市の他の補助金を受け、実施する工事ではありません。	対象外となります。
	今回、実施するリフォーム工事の対象工事費（※別紙「対象工事一覧」を参照）の合計金額は、税込額で33万円以上の工事です。	対象外となります。
	今回、実施するリフォーム工事の契約の相手方（工務店・ハウスメーカー等）は、盛岡市内に営業所（本社や支社、支店等）のある事業者です。	対象外となります。

《申請書類の確認》 参照箇所申請マニュアル「10. 手続きの流れ②」

申請時に必要となる書類は、下表に示すとおりです。

各項目の内容を確認のうえ、チェック欄に「○」を記入し、全てのチェック欄に「○」が記入された時点での申請をお願いします。

チェック欄	提出書類	注意点
	交付申請書（様式第1号）	記入例を参考に作成し、提出時には、空欄の箇所が無いようお願いいたします。
	誓約書兼同意書（様式第2号）	
	リフォーム工事に係る委任状兼受任状（様式第3号） ※ <u>居住者本人が工事契約者である場合は、提出不要</u>	
	工事請負契約書（工事請書でも可）の写し ※ 印紙添付のこと。	工事期間及び金額が明記されており、施工業者の記名・捺印のあるもの
	工事見積書の写し	工事内容が分かるもの ※ <u>○○工事一式のような記載は不可</u>
	工事の設計図書（施工箇所の見取図でも可）の写し	塗装工事等の場合は、施工箇所の写真等に印を付けた資料でも可
	工事箇所のカラー写真等（施工前）	撮影日の表示等により、申請日以前に撮影したことが分かる写真等 ※ <u>工事箇所につき、1～3枚程度</u>
	工事物件所在地の位置図	住宅地図のほか、インターネット等で取得した周辺地図の利用も可
	申請者の住民票の写し（申請前3か月以内のもの）	工事物件所在地と同一のもの
	戸籍抄本または戸籍謄本等の写し ※ <u>居住者本人が工事契約者及び住宅の所有者である場合は、提出不要</u>	続柄が分かる住民票でも可

《実績報告書類の確認》 参照箇所申請マニュアル「10. 手続きの流れ⑦」

工事完了・工事代金支払い後の実績報告時に必要となる書類は、下表に示すとおりです。

項目の内容を確認のうえ、チェック欄に「○」を記入し、全てのチェック欄に「○」が記入された時点での提出をお願いします。

チェック欄	提出書類	注意点
	工事完了実績報告書兼請求書（様式第7号）	記入例を参考に作成し、提出時には、空欄が無いようお願いいたします。
	工事代金の領収書（振込金受取書、カード払いの明細書でも可）の写し	工事代金をローン支払いとしている場合は、ローン契約書の写しを添付
	工事代金の明細書の写し ※見積書と同じ場合でも、「明細書」と表記すること。	工事内容が分かるもの ※ <u>○○工事一式のような記載は不可</u>
	工事箇所のカラー写真等（施工後） ※ <u>工事前後で変化が見られない等、確認が必要となる場合、施工中写真の提出を求める場合があります。</u>	撮影日の表示等のある写真等 ※ <u>工事箇所につき、1～3枚程度</u>